**平成２２年（フ）第２１１０３号**
埼玉県川越市大字藤間838－１　上福岡宝コーポ201
債務者　後藤　昌美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１１０４号**
東京都大田区仲六郷４丁目１－７－103
債務者　齋藤　直美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１１０５号**
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1870－１－503
債務者　鮫ヶ井晴美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１１０６号**
千葉県船橋市西船５丁目27－１　イーストハウスⅡ－206
債務者　柴田　夏子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１１０７号**
東京都足立区花畑６丁目12－２－505
債務者　利川健一こと　徐　　健一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１１０８号**
東京都町田市小山ヶ丘５丁目７－１－1415
債務者　谷山　憲二
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１１０９号**
東京都武蔵野市境２丁目２－18－604
債務者　土手　貴子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１１１０号**
東京都東久留米市本町３－１－30　フェアベール東久留206、住民票上の住所千葉県千葉市若葉区中野町1016－１
債務者　松村　康平
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１１１１号**
埼玉県朝霞市岡３丁目24－９
債務者　山口　慶子（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１１１２号**
神奈川県海老名市上今泉３丁目２－４－303
債務者　山田ルリ子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１２０７号**
埼玉県川口市大字東本郷540－18
債務者　梅田　雄基
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１２４８号**
東京都大田区蒲田３丁目14－６
債務者　小松　憲一
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１２８５号**
埼玉県越谷市南荻島1302－23　川西建設第１寮、住民票上の住所岩手県宮古市磯鶏３丁目１－４
債務者　長澤　　仁
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１２９８号**
東京都八王子市子安町２丁目15－９－201
債務者　村田美登里
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２１３１１号**
神奈川県横浜市港北区菊名４丁目５－26　ハイランド100
債務者　青木　　弘
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部